

(平成25年2月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 14 年 2 月 27 日まで
ねんきん特別便では、株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、9万8,000円となっているが、実際の標準報酬月額は59万円であった。
当時、厚生年金保険料を滞納していたため、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正された記憶はあるが、適正な処理ではないと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初、平成12年4月から13年12月までは59万円、14年1月は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった14年2月27日より後の同年5月10日付けで、12年4月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿謄本及びオンライン記録から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役となっていることが確認できる。

また、株式会社Aに係る平成13年度滞納処分票から、同社に社会保険料の滞納があったことが確認できる上、申立人は、「保険料の滞納があったことは知っていた。」と述べている。

さらに、申立人は、「私は、標準報酬月額の遡及減額訂正処理の手續に立ち会っていないが、後日、取締役である妻から遡及減額訂正処理を行った旨の報告を受け、その当時は当該訂正処理に同意した。」と述べている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aの代表取締役と

して、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
ねんきん特別便では、株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっているが、実際の標準報酬月額は 20 万円であった。
当時、厚生年金保険料を滞納していたため、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正された記憶はあるが、適正な処理ではないと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初、20 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 14 年 2 月 27 日より後の同年 5 月 10 日付けで、13 年 1 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役となっていることが確認できる。

また、株式会社Aに係る平成 13 年度滞納処分票から、同社に社会保険料の滞納があったことが確認できる上、申立人は、「保険料の滞納があったことは知っていた。」と述べている。

さらに、申立人は、「社会保険事務所（当時）の職員から標準報酬月額の減額訂正処理について説明を受け、やむを得ないと思い、遡及減額訂正処理に同意し書類に会社の印鑑を押した。」と述べている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aの取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、その処理が有効なもので

はないと主張することは、信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。